

令和元年

第18回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和元年10月18日（金）
開会15時03分 閉会16時25分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 報告

(1) 事務局等職員の人事について

2 議事

第52号議案 定時制単位制高等学校整備計画の策定について

3 その他

(1) 9月定例県議会について

【内 容】

1 出席者

教育長：城戸秀明

委 員：久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、木下比奈子、堤康博

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 吉田法稔、教育監 中島良博、教育総務部長 木原茂、教育振興部長 上田哲子、
総務企画課長 谷本理佐、教職員課長 松永一雄、文化財保護課長 河口靖志、
高校教育課長 田中直喜、義務教育課長 一色潤貴、特別支援教育課長 井手優二、 外

4 傍聴者等数

1名

5 議事録

【城戸教育長】

ただ今から第18回教育委員会会議臨時会を開催いたします。

傍聴人に申し上げます。

受付で配布された「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力をお願いします。

本日の案件につきましては、お手許に配布している資料のとおりです。

それでは審議に入る前に、非公開発議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 木下委員が挙手 >

【木下委員】

報告（１）は、人事に関する案件ですので非公開とする発議をいたします。

【城戸教育長】

ただいま、木下委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。ただいまの案件につきまして非公開とすることに賛成の方は挙手願います。

< 全員が挙手 >

【城戸教育長】

全員賛成でございます。報告（１）につきましては非公開とします。

従いまして、本日の会議は、公開にて、その他（１）及び第５２号議案を審議した後に、非公開にて報告（１）を実施することといたします。

ではまず、その他（１）「９月定例県議会について」を吉田副教育長、お願いします。

○その他（１） ９月定例県議会について

【吉田副教育長】

説明させていただきます。去る９月１２日から１０月１６日まで行われました９月定例県議会の教育委員会関係の答弁要旨について説明させていただきます。

< 吉田副教育長が資料に沿って説明 >

【吉田副教育長】

説明は以上でございます。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御意見や御質問等はありませんか。

【宮本委員】

２ページ⑤についてです。新しい学習指導要領では、アクティブラーニングや外国語教育、プログラミング教育などがあります。アクティブラーニングと外国語教育については視察等で見せていただいたのでイメージできるのですが、プログラミング教育についてはイメージができず、研修を実施するなど記載されておりますが具体的にもう

少し説明していただけないでしょうか。

【一色義務教育課長】

プログラミング教育は、来年度から小学校において実施されるのですが、これは教科として設けられるのではなく、各教科等の中でプログラミング教育を実施するというものです。例えば5年生の算数では、図形を描く単元で、正多角形をどのように描くかという部分でプログラミングの概念を使って作成するというようなことです。この他にも様々な教科等の単元の中でプログラミング教育を実践できるものがあれば実施することになっております。現在、文部科学省で様々な実用例を集めようとしているところでございます。

本県では本年度、モデルカリキュラムを作成する事業を立ち上げまして、中学校を含めますと7校を決定し、現在どのような単元で活用できるか検討しているところでございます。

研修につきましては、管理職に対する研修と、各校1名中核となる教員の研修を行い、その中でプログラミング教育をどのような考え方で行うのか、これまでの教科との関係をどのように整理するのか等を教えるとともに、プログラミングそのものを実際に体験してもらうようなことも行うこととしております。

【宮本委員】

コンピュータのゲームでプログラミングを活用することは、生徒はイメージしやすいと思うのですが、教科に取り入れるというのはイメージしづらいですね。その辺も追々分かるようになるのでしょうか。

【一色義務教育課長】

プログラミング教育の中で身に付けたいことは、物事の仕組みとしてプログラミングが使われているということです。例えば人が近づくとドアが開くといった自動ドアを、仕組みとして動いているということを理解してもらい、そのための基礎・基本や危険な要素、モラル的な要素を学ぶことが大切だと思っております。中核となることは、物事に段取りがあり、その段取りを組み合わせることで問題解決が図られているということ、それは試行錯誤しながら工夫していくということを知ることです。それを各教科等でなるべく多く実践していくことが求められています。

【堤委員】

3 ページ④の運動部活動の休養日の取得状況についてですが、休める部、休めない部、それぞれの部活動で事情があると思いますが、その実情を把握した上でこのデータなののでしょうか。

【山本体育スポーツ健康課参事兼課長補佐】

部活動には、大会が集中する時期と、そうではない時期がございますが、国のガイドラインは、中学校を対象に作成しております。県の場合は、主に県立高校を対象に作成しており、高校段階のことを踏まえまして、休養日を弾力的に設定できるようにしております。

休養日は、スポーツ医科学的にも最高のパフォーマンスを出すために必要であるという様々な学識者の見解を研修会等でも周知しております。休養日が0日という学校に対しては、最高のパフォーマンスを出せるよう休養日を設けるべきということを指導してまいります。

【堤委員】

休養日の設定だけではなく、一日の練習の内容工夫なども考えていく必要があると思います。

【山本体育スポーツ健康課参事兼課長補佐】

委員御指摘のとおり、活動内容、時間等もありますので、その部分も踏まえて各学校で適切な運営をしていただくよう指導しているところでございます。

【堤委員】

5ページ③の知的障がい、発達障がいのある児童生徒の学びやすい環境づくりについてです。発達障がい、知的障がいのある方々は興味の先が人ではないことが多いです。その場合コミュニケーションをとりにくいということがあります。そのときは、言葉だけにとらわれないようなコミュニケーション作りというものも大事だと思います。何か工夫していることはございますか。

【井手特別支援教育課長】

ここで記載しております、「児童生徒の実態把握と本人・保護者の要望に基づき」とございますとおり、1人1人の障がいの特性等をしっかりと把握し、授業の中でどのような対応をすると授業がわかりやすいのかということを学校全体で検討してまいります。

具体的には、時間の観念がしづらい児童生徒については、目で見えるように手づくりのタイマーを作成し、視覚的に分かるような工夫をしたり、雑音が気になる児童生徒には、ヘッドホンのようなものを装着し、雑音を遮断するなどの合理的な対応を行っております。

コミュニケーションという点に関しましては、具体的なツールはなかなか難しいの

ですが、個々の教員がその児童生徒の特性に対応しているところだと思っております。

【堤委員】

教員1人がすべて抱え込むのではないのですよね。様々な人に相談したり、アドバイス受けたりする環境があるのでしょうか。

【井手特別支援教育課長】

各学校には、必ず特別支援コーディネーターという者を指名するようにしており、その職員が組織的な特別支援教育の推進の責任を負っております。また、特別支援教育推進のための校内委員会も必ず設置するようにしており、その校内委員会で、特別な支援の必要な児童生徒の特性、指導方針を共有するようにしております。

また、県教委といたしましても小中学校の教員に対して研修等の支援を行っているところでございます。

【木下委員】

1ページの学習指導要領に関して、最近メディアで、福岡県の小学校が割り算の線を定規で引かせているというものが取り上げられ、それは福岡県教育委員会が指導しているということなのですが、どのように指示をしていたのでしょうか。また、このことは学習指導要領の中に記載されているものなのでしょうか。

【一色義務教育課長】

事実関係をお伝えします。まず、福岡県教育委員会としてそのような指導は行っておりません。おそらく、学校または担当教員の中でそのような指導方針をとっているものだと思います。

【木下委員】

福岡県教育委員会が指導している訳ではないのですね。わかりました。

【宮本委員】

8ページの久留米市立の特別支援学校についてですが、市立特別支援学校は福岡県はどのくらいあるのでしょうか。

【井手特別支援教育課長】

福岡市、北九州市が8校ずつ、大牟田市、久留米市が1校ずつの計18校です。

【宮本委員】

10ページの校則についてですが、今回は頭髪のことを聞かれておりますが、最近はストッキングに関するものなど細かいものはなくなってきているのでしょうか。

【田中高校教育課長】

県立高校の状況を申し上げますと、校則自体が大綱的なものを決めているものと、細かいものを決めているところがあります。学校の状況に応じて決めておりまして、極端に不合理なものはありません。

【城戸教育長】

学校によって状況が異なりますので、学校の実情に応じた校則を設定してもらう必要があると思います。

この他にございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本報告について終わります。

続いて、第52号議案「定時制単位制高等学校整備計画の策定について」を田中高校教育課長お願いします。

○第52号議案 定時制単位制高等学校整備計画の策定について

【田中高校教育課長】

定時制単位制高等学校整備については、昨年12月、今年6月の委員協議会におきまして進捗を御報告してきたところでございます。この度、学校との協議を行い整備計画として今後の方針を取りまとめましたので説明いたします。

< 田中高校教育課長が資料に沿って説明 >

【田中高校教育課長】

説明は以上でございます。御審議の程よろしく申し上げます。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御意見や御質問等はありませんか。

【宮本委員】

6 ページに地図で標記されていますが、4校は、いずれも全学区の生徒が受験できるのでしょうか。

【田中高校教育課長】

通学区域は全県でございますので、どこからでも受験が可能です。実際、博多青松高校につきましては、筑後地区の久留米、筑豊地区の飯塚から100名近くが現在も通っております。

【前田委員】

4 ページに学校の特色が記載されております。大牟田北では歴史探訪や化学探究、西田川では作曲やファッション造形などあります。これを指導する教員が必要だと思います。これは、科目を設定して教員を配置するのか、配置する教員を決定した後に科目を設定するのかどちらが先なのでしょうか。

また、3部制になりますので、教員の配置はどのようになるのでしょうか。教員の負担が増加することはあってはいけないと思います。

【田中高校教育課長】

科目につきましては、学校で設定する独自の科目があります。例えば、大牟田北の場合は、教養数学や時事研究などありますが、これは数学や社会の教科の教員が指導いたします。西田川の作曲、絵画、ファッションなどは指導要領にある科目ですので音楽、美術、家庭などそれぞれの教員が指導いたします。よって、科目を先に設定し、その担当教員を配置いたします。

1日12時間学校が開いておりますので、基本的な勤務時間は、朝から夕方までの7時間45分というパターンが1つ。もう1つが、昼から夜までという大きく2つのパターンに分かれます。同じ規模の学校と比較しまして、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律上、約1.3倍弱加配されますので、そちらで対応いたします。

【久保田委員】

入学者選抜試験とは、どのような内容でしょうか。

【田中高校教育課長】

博多青松高校ではⅠ期、Ⅱ期、転編入試験と10月入学という形で後期試験を実施しております。内容は、作文、面接のみのものと、通常の学力検査を行うものを実施しております。

【前田委員】

2 ページ(3)にある学校外における学修等の単位認定とは具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

【田中高校教育課長】

この規定は学校教育法施行規則にあるもので、具体的には、大学や専門学校と連携して定期的に聴講生のように一定の時間数受講したものを単位として認めるというものです。

【堤委員】

高校をこの2校に設定した理由を教えてください。また、定員が今後160名に決まるのだと思いますが、今後少子化が進んでもこの人数は固定されるのでしょうか、それとも数年おきにでも見直を行うのでしょうか。

【田中高校教育課長】

学校の選定ですが、現在ある2校を見た際にどこからの通学が負担となるか調べたところ、筑豊地区においては飯塚市周辺からは博多青松高校に通学可能ということがある一方で、田川市、直方市または京築地区については通学が困難ということで田川市を選定いたしました。また、筑後地区については、久留米市からは現在も博多青松高校に通学していることから、筑後地区の南部の方を検討し、大牟田市にいたしました。具体的な学校の選定については、この2校は近年定員割れもあり、新たな生徒の獲得、学校活性化という意味合いもございます。

募集定員につきましては、既存の学校の生徒数の状況や中学校卒業生数の推移を踏まえて増減する可能性があります。

【宮本委員】

定員割れの高校は、他に何校かあると思いますが、これらも子ども達の要望次第では、このような学校が増加していくのでしょうか。

【田中高校教育課長】

中高一貫校と同様に、ある程度の数を作ってみて、ニーズが多ければそちらへシフトしていく可能性もありますが、志願倍率等で生徒のニーズをみて検討していきたいと考えております。

【木下委員】

2 ページ（8）に生涯にわたる学習機会の提供とありますが、入学の年齢制限はないのでしょうか。また、過去に高校を卒業した場合でも、入学は可能なのでしょうか。

【田中高校教育課長】

実際の入学者では、現在の最年長は、博多青松高校では32歳、ひびき高校には70歳の方もいらっしゃいます。また、生涯にわたる学習機会の提供ということですが、正規で入学することはもちろんですが、科目単位で特定の講座を科目履修生として受講することも可能です。

【宮本委員】

科目履修生の場合は、1科目単位で授業料を徴収するのでしょうか。

【田中高校教育課長】

1科目ずつ徴収いたします。

【久保田委員】

2校は全日制がなくなるということですが、学校から全日制を残してほしいという署名活動などの要望があった場合はどのような対応を行うのでしょうか。

【田中高校教育課長】

定時制通信制の整備については、昨年12月と今年6月に整備の候補として議会答弁で2校をあげており、その後同窓会やPTA等と話をしてまいりました。意向としましては、学校を残したいという意見が多く、反対意見は現在届いておりません。

【前田委員】

3年または4年で卒業ということですが、現在の2校は3年での卒業、4年での卒業また中退の割合はどのくらいでしょうか。そしてPTAはこの学校にはあるのでしょうか。

【田中高校教育課長】

入学時点で単位を持っていない生徒に限定いたしますと、3年で卒業と4年以上で卒業の割合は半々となっております。

また、中退については通常の全日制高校では1%前後ですが、博多青松とひびき高校につきましては6%から7%程度となっております。

PTAですが、他の学校同様ございます。

【城戸教育長】

他にはございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本報告を終了いたします。

傍聴の方に申し上げます。この後、非公開審議となりますので、傍聴の方は、御退席いただきますようお願いいたします。

<以降非公開審議となった>

○報告（２） 事務局等職員の人事について

事務局等職員の人事について、報告を受け、承認した。

（ 1 6 : 2 5 ）